

令和元年12月3日

会員各位

一般社団法人 千葉県作業療法士会  
会長 坂田 祥子

**台風15号・19号・千葉県豪雨(10月25日)の被災による  
千葉県作業療法士会の年会費免除について**

台風15号・19号および10月25日千葉県豪雨の被災による千葉県作業療法士会の年会費免除申請を受け付けます。免除の対象は令和2年度会費とします。会費免除希望者は必要書類を県士会事務局宛に郵送してください。一日も早い復興をお祈りしています。

**会費免除**

【対象】 会費免除は原則として、災害発生時に会員本人が居住していた自宅が罹災した場合とし、全壊、半壊、床上浸水のいずれも対象とします。ただし、本人が居住していない「実家」の被災は対象としないのでご注意ください。

【必要書類】 ①会費免除申請書、②自治体が発行する罹災証明書のコピーを県士会事務局までお送りください。封筒の表書きに「会費免除申請書類在中」と明記してください。

⇒会費免除申請書は県士会ホームページよりダウンロードしてください。

【申請期間】 令和2年3月15日締め切り

【送付先】 〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野4-21-1 スカイビルおゆみ野2階  
一般社団法人 千葉県作業療法士会 事務局